

7 . 廃棄物・環境保全分野

<p>廃棄物・環境 保全（１）</p>	<p>資源循環促進の観点からの廃棄物の範囲・区分・定義の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物の範囲等は、「廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいい、これらに該当するか否かは、占有者の意志、その性状等を総合的に勘案すべきものであって、排出された時点で客観的に廃棄物として観念できるものではないこと。」とされている。</p>
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p><u>1 廃棄物の範囲について</u> （要望） 有価か否かではなく、資源として有効利用できるか否かの観点から、廃棄物の範囲を見直すべきである。 （理由） 資材・再生資材としての使用基準を満たすものは、取引額の高低にかかわらず、廃棄物としないことが必要。環境上および人の健康上問題がない（溶出等問題ない）場合であることが前提。</p> <p><u>2 廃棄物の区分について</u> （要望） 木くずは、特定の排出業種から出た場合のみ産業廃棄物となるが、業種の限定は外し、産業廃棄物処理業者にも処理委託できるようにすべきである。 （理由） 木工業以外の業種では、パレット等の廃棄に際し、一般廃棄物の木くず扱いとなり、市町村が焼却処理を行っている。産業廃棄物扱いとすれば、サーマルリサイクルに使うことができ、木くずの有効活用が可能となる。 一般廃棄物処理業者でリサイクルを行なっている業者は少ない。また、一般廃棄物の量が多い場合には受託拒否となることがある。</p> <p><u>3 廃棄物の定義について</u> （要望） 鉄鋼スラグを産業廃棄物分類品目の鉱さいから除外すべきである。 建設汚泥は、建設発生土や浚渫土などと同様に、産業廃棄物から除外すべきである。</p>

<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>産業廃棄物を素材製造メーカーが原料として引き取る場合（いわゆる山元還元）、処理業、収集運搬業の許可を不要とすべきである。(5) 建設現場にて発生する再資源化可能な副産物を、自社工場またはリサイクル業者に運搬する場合は、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>鉄鋼スラグ（高炉・転炉スラグ）は品質のJIS化まで行い、リサイクルの推進に努めているため、その他の鉱さいと一括りにして廃棄物の分類に入っているのは、イメージ的にマイナスとなり、リサイクルを進める上での障害となっている。</p> <p>建設汚泥は建設工事で排出する含水比の高い自然由来の「無機汚泥」であるが、食品工場や下水処理場などから排出される「有機汚泥」と同じ取扱いを要求されているため、「産業廃棄物」として、高い費用を払って場外に搬出し処理しなければならない。「無機汚泥」は、発生現場で生石灰やセメントなどの無機の鉱物系固化材で性状を改善することにより、臭気・騒音・水質汚濁物質が場外に流出することなく、その場で土木系資材として利用できる。各建設現場で発生する副産物を持ち帰り、量を確保することで、スケールメリットを活かして再資源化の促進を図ることができる。</p> <p>現在、クロム塩類メーカーは、クロムめっきに使用した老化液等を特別管理産業廃棄物として需要家から引き取り、これをクロム塩類の原料としてリサイクルしている。この場合の収集運搬業者は山元還元メーカーの指導のもと、危険有害性に耐えるチタンや特殊FRP製の高価なローリーを使用するなど、他の廃棄物処理業者以上の安全コストをかけている。このうえに各都道府県への業許可申請・更新申請がかかり、大きなコスト負担になっている。クロム老化液の原料化処理にあたっては化学工場並みの厳格な管理を行っている。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条、同法施行令 第2条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に伴う留意事項について（昭和46年10月25日 厚生省環境整備課長通達） 産業廃棄物の運搬、処分等の委託及び再委託の基準に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律適用上の疑義について（平成6年2月27日 厚生省産業廃棄物対策室長通知）</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部企画課</p>

<p>廃棄物・環境 保全（２）</p>	<p>再生利用認定制度の対象の拡充</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物・産業廃棄物の再生利用に係る特例が規定されており、当該認定を受けることにより廃棄物処理等の業許可と施設設置許可が不要となる。 現在、その対象は廃タイヤと、高規格堤防に利用するための建設汚泥、高炉で用いる還元剤として利用するための廃プラスチック類に限定されている。 また、再生利用認定制度は、その対象を再生品の原材料として使用すること、また主として燃料として使用することを目的とするものでないことを前提としている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 再生利用認定制度の対象を、再資源化促進の観点から、速やかに拡充すべきである。具体的には、廃酸・廃アルカリ、建設汚泥以外の汚泥（たとえばペーパースラッジ）、使用済み二次電池（ニカド等）、廃プリント基板、廃自動車・家電のシュレッダーダスト（金属・樹脂混合廃棄物）、非鉄製錬の非鉄原料（鉛・亜鉛）として利用するための都市ゴミの溶融飛灰、廃水処理薬剤（消石灰代替）としてのホタテ貝殻、廃バンパー、RDF、回収後の断熱材フロン（CFC-11液体）、鋳さい（有害物質を含まない鋳物砂）等を対象としていただきたい。 ばいじん等、有害とされる廃棄物であっても、有用物質を含有し、適切に再生され、残さが適切に処分されるものにあつては、再生利用認定制度を適用されたい。 廃プラスチック等、大きなエネルギーを持っている物を、生産工程でのエネルギー利用に供する場合は、再生利用認定制度を適用されたい。</p> <p>（理由） リサイクル促進のためには、リサイクルにかかるコストのさらなる削減が必要であり、業許可と施設設置許可が不要になれば、事務負担が軽減され、回収率・リサイクル率の向上が期待できる。 有用金属の回収と、有害廃棄物の適切な処理が促進される。また、排出事業者は埋立処分よりも再利用を望んでいるが、両者の処分費には大きな開きがある。再利用の規模拡大による排出事業者の負担軽減が実現すれば、現状では埋立処分している物も再生利用に誘導することができる。 排出事業者は、できるだけ再資源化を推進しようとしており、費用の面で有利なエネルギー利用を再生利用と認めることにより、埋立処分に回っているエネルギーの有効活用を図ることができる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第9条の5の2第2項、同第3項、第15条の4の2第2項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第6条の4、第12条の12の4第4項</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（３）</p>	<p>マテリアルリサイクル施設に対する廃棄物処理法の適用除外【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>リサイクルを行う施設であっても、廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可、ならびに処分業の許可を受けなければならない。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 「燃やさない、埋めない」を前提とする「マテリアルリサイクル施設」は、実体上、工場と変わらないため、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。</p> <p>（理由） 廃棄物の「リサイクル」は、「処理」と異なり、「燃やさない、埋めない」を前提にしているが、廃棄物処理法の運用において、「リサイクル」と「処理」とを区別せず同一に扱うのは合理的でない。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第８条、第１５条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（４）</p>	<p>リサイクル施設としてのごみ炭化施設の認定【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>一般廃棄物の処理施設に対する国庫補助を規制している「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設性能指針」の「ごみ燃料化施設」は、従来のＲＤＦ（ごみ固形化燃料）のみを対象としており、「ごみ炭化施設」が規定されていない。このため、ごみから炭化燃料を製造する「ごみ炭化施設」に対しても「ごみ焼却施設」の指針が準用され適用されている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 「ごみ処理施設性能指針」において、「ごみ焼却施設」、「ごみ燃料化施設」と同等に、「ごみ炭化燃料施設」の分類の新設をすべきである。併せて、炭化燃料のＪＩＳ化の検討を開始すべきである。</p> <p>（理由） 廃棄物炭化システムは、廃棄物を蒸し焼きにして炭化燃料を製造し、廃棄物のマテリアルリサイクルを目指したシステムである。 「ごみ焼却施設」は、ダイオキシン問題等により、建設に対する住民の了解を得るのに長期間を要する。一方、「ごみ燃料化施設」は、比較的住民の理解が得やすい利点がある。 炭化燃料は、利用先が限定されるＲＤＦに比べて利用先も多く、建設費や運転費の面でも焼却施設に比べて安価であるため、１日当たり１００トン前後を処理する中規模のごみのマテリアルリサイクルとして最適なシステムの一つである。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>厚生省生活衛生局水道環境部長通知「廃棄物処理施設整備国庫補助事業に係るごみ処理施設の性能に関する指針について」（生衛発第１５７２号 平成１０年１０月２８日、一部改正 生衛発第１９０号 平成１２年２月１０日）</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課</p>

<p>廃棄物・環境 保全（５）</p>	<p>容器包装リサイクル法の品目区分等の見直し【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>現行のリサイクル品目の中の「段ボール」と「紙製容器包装」は、原材料及び再生方法が基本的に同じであるが、段ボールは容器包装リサイクル法の再商品化義務の対象外であり、パルプモールドや雑誌古紙再生紙（包装材）などの紙製容器包装は再商品化義務の対象となっている。</p> <p>再商品化の対象となると、指定法人に有料での処理委託をする必要がある。再商品化義務の対象外である段ボールは、指定法人に処理委託をする必要はなく、段ボールの再生事業者に引き渡すことができ、その際処理費用は無料である。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望）</p> <p>包装材の環境調和技術開発ならびにリサイクルを促進するため、容器包装リサイクル法における品目区分等を見直すべきである。</p> <p>その際、品目区分は再商品化の方法、たとえば、燃料化するのか、再資源化するのか等によって区分すべきである。</p> <p>（理由）</p> <p>企業は本来、環境負荷を低減する材料を選択すべきであるが、指定法人への委託料金の有無等を理由に、段ボールを選択する傾向にある。このため、段ボール以外の材料のリサイクルプラントができない、あるいはプラントが出来ても物が集まらない可能性が高い。</p> <p>法律上、紙製容器包装の再商品化については、可能な限り原材料としてのリサイクルを優先的に行い、これが困難な場合は、燃料としての再商品化（焼却）が認められている。しかし、分別収集の運用は自治体に委ねられており、紙製容器包装はほとんどの自治体で分別収集されず、燃料化されているのが実情である。段ボールが再商品化の対象外とされたのは既にリサイクルシステムが存在するからである。資源循環型社会の構築のためには、紙は紙に戻るクローズドリサイクルシステムを確立することが重要であり、同じ方法でリサイクルが可能である紙製容器包装は、段ボールと同様、再商品化義務から除外するとともに、行政においては、回収の仕組みの構築に力を注ぐべきである。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 第２条 第６項</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>経済産業省、厚生労働省、国税庁、 農林水産省、環境省</p>	<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（６）</p>	<p>広域処理・資源循環促進の観点からの廃棄物処理業等の許可制度等の見直し</p>
<p>規制の現状</p>	<p>産業廃棄物の収集・運搬・処理を業として行なおうとする者は、当該業を行なおうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>産業廃棄物処理業の許可は都道府県知事、一般廃棄物処理業の許可は市町村長となっている。廃棄物の処理委託を行なう際には、行政単位毎の許可取得業者に委託しなければならない。</p>
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望１） 現行の廃棄物処理業等のあり方を見直し、収集・運搬・処理を広域的かつ効率的に行なうことができるよう、現行の許可制度等を改めるべきである。</p> <p>（具体例） a) 都道府県、保健所設置市等毎に行われている許認可申請を、ある程度の広域ブロック化（たとえば、全国１０ブロック程度）すべき。 b) 店頭で再生資源の回収等に努めても、市町村、都道府県をまたがって出店している場合、リサイクル物の集中処理をスムーズに行うことができず、リサイクル促進の妨げになっている。</p> <p>（理由１） リサイクル関連法が整備されており、事業者に一定の責務が課されているなか、一方で廃棄物処理法の厳しい規制が課されるため、リサイクル関連法に基づく責務を果す場合にかかるコストが大きい。</p> <p>（要望２） 使用済み製品およびその関連商品等につき、事業者がリデュース・リユース・リサイクルに取り組む場合は、その処理に関するすべての業許可を原則不要とすべきである。</p> <p>（具体例） a) 使用済みＡＶ・ＩＴ機器ならびに関連商品 b) 補給部品の包装材（ダンボール、板紙、プラスチックフィルム、ワッピングペーパー／ソフトシート、エアキャップ） c) 商品納入後の配送トラックを用いた、再生資源の収集・運搬 d) 連結子会社が親会社の排出する廃棄物を処理できる能力がある場合には、許可を不要とする e) 分社化したグループ関連会社については、他会社（別法人）とせず自社処理扱いとすべきである。</p>

<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>(理由2)</p> <p>a)～d)リデュース・リユース・リサイクルの促進に向け、事業者としての責務を自主的に果たすことが目的であるため。</p> <p>製品は包装されて流通し、エンドユーザが製品を取り出した後は不要となるが、これらを回収すれば再使用・再利用が可能であるにもかかわらず、廃棄物の収集運搬業の免許取得が必要になるため、容易に回収できない。</p> <p>e)企業の拡大、再編等により分社化が進むが、分社化が進むたびに自社投資して設置した廃棄物処理施設やシステム、機能が分社化した会社に利用できなくなり、やむなく外部に処理委託をせざるを得なくなる。</p> <p>分社化したグループ関連会社を自社扱いとできれば、グループで投資し廃棄物処理施設の設置運用が容易となり法の目的である自社処理責任を遵守しやすくなる。</p> <p>(要望3)</p> <p>資源有効利用促進法により義務の課された製品に対しては、廃棄物処理法で個別書面契約を義務付けている委託契約規定の適用外とすべきである。(具体例 パソコン)</p> <p>(理由3)</p> <p>使用済み製品の収集・運搬・処理にかかる手続きの簡略化により費用を下げることは、消費者が負担する「リサイクル料金」の低廉化につながるるとともに、懸念される不法投棄の削減にもつながる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項、第14条第1項</p> <p>” 第12条3項、同法施行令 第6条の二</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（7）</p>	<p>県外ならびに区域外からの廃棄物の持ち込みに関する事前協議のあり方の見直し【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>1 産業廃棄物を県外から持ち込む場合、条例により事前に協議が必要とされている。 2 一般廃棄物処理業を行う場合、立地している市町村の許可があれば区域外の市町村の廃棄物を受け入れることについては法令上明文の制約事項はないが、現実には事前に関係市町村間の協議が実施され合意を得ることが必要とされている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 再生を目的とし、再生残さの発生が少ない廃棄物については、事前協議を不要とされたい。 安全性・健全性・処理技術水準・リサイクル率等の一定の要件を満たした廃棄物処理事業者が広域的に廃棄物処理事業を行うにあたっては、一般廃棄物の区域外市町村からの受入処理または区域外への持出し処理について、市町村間の事前協議を不要とし、事業者から関係市町村への処理実績の報告を行う程度とすべきである。また、産業廃棄物の他県からの持込処理について、廃棄物種別等の簡便な届出および実績報告を条件に持ち込み制限を撤廃すべきである。</p> <p>（理由） 事前協議のために、搬入先の自治体を訪れる時間と費用が多大である。広域化による効率的廃棄物処理を阻害している。 民間主導での廃棄物処理を推進するためには、収益性の向上、経営の効率化・安定化が重要であるため、事業者側に処理廃棄物・対象地域に関する自由度を付与することが必要である。その際、良質なサービス水準を維持する観点から、不適正処理・不法投棄を助長しないよう規制緩和の対象とする事業者の選択（事業の許可等）は従来以上に厳格な基準・条件の下で行なわれるべきである。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>1 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第6条4項（関係市町村の一般廃棄物処理計画の調和） (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の疑義について」（厚生省環境衛生局水道環境部環境整備課長・産業廃棄物対策室長連名通知 昭和54年11月26日 環整128 環産42 問39） 2 各県条例、指導要綱等</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省、都道府県、市町村</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（８）</p>	<p>廃棄物処理業・処理施設の設置ならびに変更等に係る許可の見直し 【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法が平成 12 年 6 月に一部改正され、産業廃棄物の処理施設設置・変更・譲受け等の許可申請の欠格要件に暴力団員等に関する事項が追加されたことに伴い、経理的基礎の書類、役員の住民票・身分証明書・登記事項証明書、5 %以上の株主等の氏名・本籍の記載、および本籍の記載のある住民票の写し等の添付が義務付けられている。</p>
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 製造業者の生産設備の一部であり、自社内で発生する廃棄物を処理するための産業廃棄物処理施設である場合は、産業廃棄物処理施設設置許可に関する申請書の書類に、貸借対照表、損益計算書、法人税納付済証明書、役員の住民票、身分証明書、登記事項証明書等は不要とすべきである。 自社の排水処理の一部として設置する脱水機の場合には、廃棄物の処理ではないため、産業廃棄物処理施設から除外すべきである。 申請者が法人である場合の設置許可申請書類に添付する「役員の住民票の写し等」については、役員等の中に禁固刑を受けて間もない者や暴力団員がいる場合等に限って提出を義務付けるか、又は上場企業の場合には適用除外とすべきである。同じく発行済み株式の 5 %以上を保有する株主等がある場合の申請書類に添付する「登記簿の謄本」については、株主等が上場企業である場合は適用を除外すべきである。同じく施行規則第 11 条 6 項 6 号～14 号に規定する各種添付書類については、特に必要な場合に限って添付を求めるなど、適用緩和が望ましい。</p> <p>（理由） 製造業者にとって、産業廃棄物処理施設は生産設備の一部と認識し、法を遵守するために日常の管理を徹底して実行している。このような状況の下、処理施設の新設・更新に際し、業者との交渉時あるいはその後の施設運営に暴力団等の介入は考えられない。 廃棄物処理施設には、減容化目的で設置する汚泥脱水機も含まれている。</p>

<p>要望内容 と要望理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> - 1 本法の目的は適正管理であることから、不正申請の可能性がない企業は適用除外とすべきである。 - 2 許可申請の欠格要件に暴力団員等に関する事項が追加されたことは、昨今の廃棄物処理実態からも理解できるが、廃棄物処理を「業」とせず、自社内の発生物の減量化・リサイクルのための処理施設を、廃棄物処理を業とするものと同じの申請手続きとすることは理解できない。許可申請の煩雑さのため設置を控える現象がみられ、発生物の減量化・リサイクルの促進の阻害要因ともなりうる。 - 3 社会的信用の高い上場企業とごく一部の悪徳事業者とを同一視して、一律に必要な以上の書類の提出を義務付けることは適切でない。また、事業者が老朽化した汚泥乾燥機や脱水機などを単にリプレイスする場合などにおいても、住民票の写しなどの個人情報も含めて大量の資料を準備する必要があり、多大の労力と期間を要するため、環境対策の実施を逡巡させることとなり、環境対策推進の阻害要因となっている。 - 4 住民票の写しには、許可の不適合事項である禁固刑や暴力団員等の履歴は記載されておらず、仮に住民票の写しを添付しても、不適合事項への該当の有無を的確に判断することはできない。 		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第14、15条等 廃棄物処理法施行令 第6、7条等 廃棄物処理法施行規則 第7、11、12条等</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（ 9 ）</p>	<p>廃棄物処理業・処理施設に係る規制の適用対象の見直し【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>産業廃棄物の収集、運搬、処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>廃棄物を廃棄物として処理するのではなく、資源として再利用する場合にも、処理業・処理施設許可を必要とし、長い場合は約1年の手続き期間を要する。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 廃棄物を廃棄物として処理するのではなく、資源として再利用する場合には、処理業許可を不要とし、手続きを簡素化させるべきである。</p> <p>（理由） 廃棄物を廃棄物として処理するのではなく、資源として利用する場合にも処理業・処理施設許可が必要とされると、手続きが煩雑で時間を要するため、速やかな業の開始ができない。このため、既存の生産設備等を利用してリサイクルを行うことができると考えていても、実行に移すことができない。</p> <p>たとえば、B社が排出している廃薬剤に対して、B社で無害化処理を行う前に、引き受け先であるA社と協議して、分別・管理することにより、価値のある副生薬剤となりうる。この場合、現行法ではA社の行為は廃棄物の処理業に該当すると解釈される。そのため、処理業・処理施設の許可が必要となり、自治体の指導要綱に基づく事前協議、処理施設の設置届出、処理業の許可申請手続きを踏むことが必要となり、認可されるまでに長期間を要する。</p> <p>ある産業では廃棄物となるが、分別・管理を行う事により、他産業では資源として利用できるケースがあっても、容易に実行することができない事態は、一律な規制のため資源循環を阻害している例である。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第12条、第14条、第15条、第15条の2</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>大臣官房廃棄物・リサイクル対策部</p>

<p>廃棄物・環境 保全（10）</p>	<p>産業廃棄物の多量排出事業者による報告等の簡素化【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法の改正により、多量排出事業者による処理計画・処理実績等の報告が義務化されたが、法令様式の書類に加えて、添付書類の提出を求められる場合がある。必要な添付書類が各県・政令市によりばらつきがある。</p> <p>廃棄物の発生状況に係る報告は、廃棄物処理法に基づくもののほかに、資源有効利用促進法に基づくもの、県条例に基づくもの等があり、書式が少しずつ異なっている。加えて、提出時期が重なっており、提出までの期間が約1ヶ月と短期間である。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 法令様式の書類の他に添付する書類の様式・内容を統一すべきである。目的・内容が同様な報告書については、省庁間で調整し、できる限り一本化すべきである。</p> <p>（理由） 各県・政令市においては、処理計画策定等のために添付資料として詳細なデータが必要であることは理解できるが、事業者は多くの県・政令市の個別の指導に対応しなければならず、事務手続きが煩雑となっている。</p> <p>事業所が多い企業にとっては、調整期間が必要となるため、提出書類の作成に2ヶ月は必要である。目的・内容が同様な複数の報告書の作成のための事務の煩雑さが大きな負担になっている。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法 第12条7項、同8項、第12条の2第8項、同第9条 資源有効利用促進法 省令第57号 愛知県公害防止条例 第41条2 - 2</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省、経済産業省、地方公共団体</p>	<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（11）</p>	<p>廃棄物の分類コードの統一</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>産業廃棄物の処理状況に関する通産省、自治体への報告書、紙マニフェスト、電子マニフェストに使われている廃棄物の分類コードが統一されておらず、解釈も統一されていない場合があるため、報告書作成に手間取る上、実態把握にも支障をきたす。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 廃棄物分類コードの統一 廃棄物の分類コードには、廃棄物処理法で規定されている分類をもとに自治体毎の事情により異なる詳細分類を追加している紙マニフェストの分類コード、情報処理センターが指定している電子マニフェストの分類コード、廃棄物の物量把握のために使われるクリーンジャパンセンターの分類コードなどがある。コードとその解釈を統一することが必要である。</p> <p>（理由） 分類コードと解釈の統一は、廃棄物の適正処理と物量の的確な把握の出発点であり、処理事業の合理化に必要である。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（12）</p>	<p>積替保管規制の緩和あるいは公共積替保管施設の整備【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>廃棄物処理法上、積替保管場所に囲い等を設けることが規定されている。 県条例により、許認可事項とされている場合が多い。 公共の場所である港湾や駅等に囲いを設けることは実質不可能である ので、積替え禁止と同様の事態になっている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 容器に入れる等、一定の危害防止条件を満たす場合は、積替保管規制 の適用除外とすべきである。 あるいは、公共の積替保管施設を整備すべきである。</p> <p>（理由） 効率的な廃棄物処理を行うためには規模の拡大、広域集荷が必要であ る。効率的広域集荷には、船や鉄道による輸送が適しているが、積替保 管規制が阻害要因となっている。 公共性の高い港湾等において、積替保管場所不足に対応するためには、 公共的な積替保管施設の整備を行うことも必要である。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>廃棄物処理法施行令 第3条1号ホ、へ、ト " 第6条1項1号イ、ロ 廃棄物処理法施行規則 第1条の4～6、第7条の3～5、第7条の7、 第8条 県条例等</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省、国土交通省</p>	<p>担当課等</p>	<p>環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部、 国土交通省港湾局</p>

<p>廃棄物・環境 保全（13）</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法の運用の統一（特定施設使用・変更届出書等手続きの簡素化）【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法では、法人の代表者が県知事宛に、焼却炉の設置・変更の届出および年1回以上のダイオキシン測定結果報告をすることが義務付けられている。</p> <p>代表者については、各県によって解釈が異なり、社長でなければならないとする県と、支店長等当該設備の実質的な管理責任者で良いとする県とがある。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 全都道府県において、社長に限らず支店長等当該設備の実質的な管理責任者についても代表者と扱うよう運用を統一すべきである。</p> <p>（理由） 支店長等当該設備の実質的な管理責任者が届出を行うことが合理的であり、実態に即している。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法 第12条、第13条、第14条、第28条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>環境管理局</p>

<p>廃棄物・環境 保全（14）</p>	<p>排ガス中のダイオキシン測定方法の簡素化(新たな測定方法の追加指定) 【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>現在、焼却炉を使用する場合には、毎年1回以上ダイオキシン濃度を測定し、その結果を県知事に報告することとなっているが、その測定方法はJ I S K 0 3 1 1によることとされており、新たに開発された測定方法が適用できない。また、厚生労働省から焼却炉の解体時もダイオキシン濃度を測定するよう指導されているが、結果がすぐに出ないうえ、撤去費用に比し過大な測定費用がかかっている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>(要望) ダイオキシンの測定方法については、J I S K 0 3 1 1だけでなく、開発された、あるいは今後開発される簡易な測定方法についても、適用可能なものは追加指定する方向で検討すべきである。</p> <p>(理由) ダイオキシンの測定方法については、測定に要する時間の短縮とコストの低減を目指して、各種の方法が開発されているが、施行規則第2条においてJ I S K 0 3 1 1によるもののみが規定されているため、新たに開発された方法は適用できない。</p> <p>J I S K 0 3 1 1に則った処理では、測定結果を出すのに1ヶ月程度(試料の採取から含めると2ヶ月程度)を要し、併せてコストも1ヶ所100万円弱かかる状況となっているおり、簡易な測定手法を適用することにより、測定日数の短縮とコストの低減を図ることが期待されている。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 第2条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>環境管理局</p>

<p>廃棄物・環境 保全（15）</p>	<p>燃料電池発電設備の導入促進のための、ばい煙発生施設の適用除外</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>燃料電池発電設備の改質器は、大気汚染防止法施行令第2条（別表第一）の「水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉」に相当するとして、改質器バーナ燃料の燃焼能力で重油換算50 L/h以上が規制対象となっている。</p> <p>気体燃料は16 Nm³ = 重油10 Lと規定されており、200 kW以上の燃料電池（燃料ガス量120 Nm³）がばい煙発生施設として取り扱われている。</p> <p>このため、電気事業法の規制が緩和されている500 kW未満の燃料電池発電設備でも、200 kW以上の燃料電池発電設備がばい煙発生施設として取り扱われており、これらについては電気事業法に基づき工事計画の事前届出および定期的な環境測定が必要とされている。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 燃料電池発電設備の改質器は、ばい煙発生施設の適用除外として認めるべきである。</p> <p>（理由） 燃料電池発電設備は、その構成上ばい煙発生量が極めて少ない（常圧型はNO_x：5 ppm以下、SO_x、ばいじんは実質的にゼロ）。このことは、これまでの実証試験等で実証されている。</p> <p>工事計画の事前届出が不要になれば、設置手続きが簡素化される。</p> <p>環境測定にかかる費用削減に伴い、燃料電池発電設備のランニングコスト低減がはかられ、燃料電池発電設備の導入促進の一助となる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>大気汚染防止法施行令 第2条 別表第一（「水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉」）</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>環境管理局 大気汚染環境課</p>

<p>廃棄物・環境 保全（16）</p>	<p>企業の分社化に関する排水規制のあり方の見直し【新規】</p>
<p>規制の現状</p>	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法(瀬戸内法)では、事業の再構築等を目的として事業所の一部を分社化した場合であっても、従来一事業所内の施設であったものが別の事業所の施設になったと解釈される。このため、排水経路・施設の変更及び排水管理上の実質的な変更がない場合でも、別個に規制対象となり、従来は1ヶ所でもよかった水量、汚濁負荷量の連続測定義務が夫々の事業所に別個に課されている。</p> <p>この結果、それぞれの事業所の排水を合わせた公共水域への総合排出水の水量、水質は従来と変化がないにも拘らず、別個の規制に適合させるために排水処理能力の増強が必要になる場合がある。</p> <p>以下、一例を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A事業所の一部が、B事業所として分社化した。 ・ 従来(分社化前)は、B事業所の排水はA事業所の排水と一緒に、A事業所の総合排水口から排水されており、瀬戸内法に基づく排水規制は、総合排水口の排水のみが対象であった。 <div data-bbox="438 1120 1404 1612" data-label="Diagram"> </div> <p>・ 分社化後は、A , B 両事業所の排水に瀬戸内法に基づく別個の規制が課せられるようになる。</p>

<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>(要望) 排水経路・施設の変更及び排水管理上の実質的な変更がない場合は、分社化後の排水規制は、分社化前の規制方法を継続できるようにすべきである。</p> <p>(理由) 法の目的は公共水域の水質保全であるため、規制対象は公共水域への排水とすべきであり、それに变化・影響を及ぼさない事象(たとえば、分社化)に対しては、新たな規制を課すべきではない。 こうした不合理な硬直した法規制が行なわれると、企業に不必要な負担を課すことになり、ひいては民間の活力を削ぐことになる。</p> <p>一方、保安防災の分野では、類似の事例に対し、下記のような合理的な対応が取られており、それらとの整合を取っていただきたい。 事業所内施設の一部を別会社とする分社化を行なう場合、消防法上の危険物規制では、従来は一つの事業所ということで単なる危険物配管(一般取扱所)扱いであったものが、分社化により当該危険物配管が移送取扱所として取り扱われるようになり、保有空地の確保、坊油堤の設置等により厳しい安全対策が求められることになるが、旧自治省消防庁から「物理的变化がある訳ではなく、危険性が増大する訳でもないから」との理由で、「保安管理等が従来と同様一元的に行なわれるのであれば、当該危険物配管は既設の一般取扱所のまま規制しても差し支えない」との合理的な新しい解釈が示された。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条、第8条、第10条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省</p>	<p>担当課等</p>	<p>水環境部水環境管理課</p>

<p>廃棄物・環境 保全（17）</p>	<p>天然ガス自動車普及事業の対象者除外規定の見直し【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>天然ガス自動車の普及事業において、自動車製造・販売会社は補助金交付の対象外とされており、他社銘柄の天然ガス自動車導入においても補助申請ができない。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 他社銘柄の天然ガス自動車を導入する場合、自動車製造・販売会社も補助金交付対象とすべきである。</p> <p>（理由） 自動車製造・販売会社であっても、非トラック製造会社における天然ガストラックの導入、非バス製造会社における天然ガスバスの導入、非フォークリフト製造会社における天然ガスフォークリフトの導入等、他社銘柄の天然ガス自動車導入のニーズがあるが、クリーンエネルギー車普及事業の補助対象となっていないため、導入が進まない。 他社銘柄の車両購入の場合、自動車製造業・販売会社であることを理由に制限をつけることは妥当でない。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>平成13年度 天然ガス自動車普及事業 自動車補助金交付申請書作成要領書</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>経済産業省、NEDO</p>	<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（18）</p>	<p>ポルトランドセメントの規格の条件緩和【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>ポルトランドセメントの塩化物イオン量は0.02%以下と規定されている。 （ポルトランドセメントとは、日常目にするセメントのこと）</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 現行規格値 0.02 以下を、0.05 以下に改訂すべきである。</p> <p>（理由） セメント産業は、静脈産業として大きな役割を果しているが、セメント中の塩素分の制約により、セメント産業が受け入れる廃棄物量は上限に達しつつある。 米国、欧州では、セメント中の塩素量は 0.1%以下とされており、わが国においても諸外国並みの規制値にすべきである。 セメント中の塩素量の規制が諸外国並みに緩和されれば、「汚泥、廃プラ、下水道焼却灰」をはじめとする各種廃棄物のリサイクル量の増大が可能となり、循環型社会の構築にさらに大きく貢献できる。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>J I S R 5 2 1 0 「ポルトランドセメント」</p>		
<p>所 管 官 庁</p>		<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（19）</p>	<p>産業廃棄物処理業の許可に伴う建築基準法に関する建築制限の適用除外 【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>建築基準法では、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理施設で一定規模以上のものは、都市計画決定または都市計画審議会による許可がなければ、建設・用途変更できない。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 廃棄物処理法に規定する処理設備の建設、用途変更に関しては、建築基準法の適用除外とすべきである。</p> <p>（理由） 産業廃棄物処理設備の建設にあたっては、廃棄物処理法により環境アセスメントの実施が不可欠であるが、さらに、建築基準法で建築審議会による許可をとることは、内容的に同様のことを繰り返していることになり、時間的にも金銭的にも非効率である。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>建築基準法 第51条 建築基準法施行令 第130条の2 廃棄物処理法 第15条</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>国土交通省</p>	<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（20）</p>	<p>県をまたがる事業所における工場立地法の緑地の規制緩和【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>工場立地法は、その届出対象が各都道府県となっており、2県にまたがる事業所は、その県ごとに区域を分割され規制管理される。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 2県にまたがる1事業所においては、一つの事業所として一括に扱うべきである。</p> <p>（理由） 2県にまたがる1事業所が、2県それぞれに規制管理されると、たとえば緑地について、県ごとに基準を超える必要があり、レイアウトが難しくなる。また、無理に緑地を作ろうとすると、既存設備の移設、撤去等をする必要がある。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>工場立地法 第4条第2項第1号、第6条第1項</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>経済産業省</p>	<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（21）</p>	<p>工場等の設置・変更時の許認可申請手続きの合理化【新規】</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>工場等の設置・変更時、許認可申請等を含めた届出手続きが該当法令ごとに義務付けされており、内容が重複した書類を各法令ごとの様式で提出している。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 該当法令ごとに重複内容の書類を添付して提出している届出書類の一本化・合理化を図るべきである。たとえば、届出書一冊で、大気、水質、騒音、振動、廃棄物等、すべての申請手続きを可能とすべきである。</p> <p>（理由） 工場等の設置・変更時、複数の関係法令に該当する特定施設等がある場合、配置図、仕様書、公害防止対策等の同一内容の書類を各々の法律ごとの届出書に決められた部数を添付して提出しなければならず、過大な負担となっている。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>大気汚染防止法 第6条1項、第7条1項、第8条1項（ばい煙発生施設設置等届出書） 瀬戸内海環境保全特別措置法 第5条1項（特定施設設置許可申請書） 振動規制法 第8条1項（特定施設の種類等変更届出書） 騒音規制法 第8条1項（特定施設の種類毎の数届出書） 各都道府県公害防止条例に基づく大気、水質、騒音、振動等届出書 公害防止協定締結の場合、当該協定に基づく届出</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>地方公共団体</p>	<p>担当課等</p>	

<p>廃棄物・環境 保全（22）</p>	<p>大気汚染対策等のために必要な設備増設時の「非悪化原則」の弾力的適用</p>		
<p>規制の現状</p>	<p>一部の地方自治体においては、装置の新增設の際にばい煙、ばい塵排出量等の現状非悪化を求められ、大気汚染防止法より厳しい条例等による行政指導がある。</p>		
<p>要望内容 と要望理由</p>	<p>（要望） 大気環境の改善に資するような燃料品質の改善のために導入する環境対応関連設備、さらにはエネルギーの有効利用を促進するために導入する二次設備については、大気汚染防止法に基づいて地方自治体が求めている現状非悪化の適用を緩和すべきである。 また、省エネルギー効果があるなどCO₂等の温室効果ガス排出抑制に資する設備についても同様の措置をとるべきである。</p> <p>（理由） 自動車排ガス性状の規制強化に伴い、軽油の超低硫黄化など自動車用燃料等の品質にかかる規制も強化されるなど、石油製品の品質面での環境保全対応に対する社会的要請が強まるなか、製油所の脱硫装置等環境対応のための設備の必要性が今後一層増加することが予想される。 さらに、エネルギーの有効利用を促進するため、今後需要の減少が見込まれる重油を分解する二次設備の必要性が一層増加することも予想される。 しかしながら、自治体規制の「現状非悪化原則」により、これら設備の新增設が事実上困難となり、燃料品質の改善などの推進およびエネルギーの有効利用の促進が阻害されることが予想される。 なお、NO_x等規制対象物質の排出量については、環境対応のための設備増強により製油所における排出が増加したとしても、需要家（自動車等）が環境保全に対応した石油製品を使用することによって当該対象物質の排出を削減できる効果もあり、全体としての排出量は削減となる。 また、省エネルギーに資する設備の新增設については、CO₂等の温室効果ガスの排出抑制に資することから、同様の措置をとるべきである。 「非悪化原則」の弾力的運用が実現されれば、脱硫設備等の新增設が容易になり、大気環境の改善に資するような燃料品質の改善が促進される。また、今後需要の減少が見込まれる重油を分解する二次設備の新增設が容易になることにより、エネルギーの有効利用が促進される。省エネルギー効果をもつ設備の新增設により、CO₂等の温室効果ガスの排出が抑制され、わが国の地球温暖化対策の促進にも資する。</p>		
<p>規制の根拠となる 関係法令等</p>	<p>大気汚染防止法 第4条 " " に基づく地方公共団体の条例（NO_x、SO_x、ばいじん対策）の指導要綱</p>		
<p>所 管 官 庁</p>	<p>環境省、地方公共団体</p>	<p>担当課等</p>	